明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○重要文化財を国宝に指定する件（文部科学一三四）　二
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同一三五）　六
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同一三六～一四二）　九
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一四三～一四六）　一〇
○国宝の名称及び員数を改める件（同一四七）　一〇
○重要文化財の員数を改める件（同一四八）　一〇
○重要文化財の名称を改める件（同一四九）　一〇
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（文化庁五〇～五三）　一〇
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同五四、五五）　一二
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働三六四）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成二十六事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する国立研究開発法人日本医療研究開発機構、厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　三五
地方公共団体
地方公務員共済組合連合会役員の就任関係　三九
会社その他
会社決算公告　四〇
四四